

■素案(案)について

| 項目                                            | 委員名          | ご意見概要                                                                                                                                                                               | 回答・対応                                                                                          |
|-----------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前文 2段落目<br>「守られるべき存在」の表現                      | 1 北田 真理 委員   | 2段落1～2行目の「守られるべき存在です。」の表現について、「守られるべき」で良いか。                                                                                                                                         | 「夢や希望を持ちながら成長できるように守られるべき存在です。」の部分は子どもの主体性を表すため、「夢や希望を持ちながら成長する存在です。」に修正しました。                  |
|                                               | 2 山下 敏雅 委員   | 児童の権利条約では、子どもは権利の主体だということに一番大きな意味があり、本質に関わる場所なので、「守られるべき存在です。」の表現は変えないといけない。子どもは尊重され、夢や希望を持ちながら成長する存在であり、それを大人が支えるということ。子ども自身を守ってやるということではなく、子どもが育っていくのをみんなで支えるためにこの条例をつくるということである。 |                                                                                                |
|                                               | 3 松原 拓郎 委員   | 「守られるべき存在です。」の言わんとする意図も分らなくはないが、子どもの権利主体性を最初に打ち出すということを考えると、「夢や希望を持ちながら成長する存在です。」のような表現の方が良い。                                                                                       |                                                                                                |
|                                               | 4 山本 真実 委員   | 1段落目は子どもの立場、2段落目は大人の立場と分けて書かなくても、「夢や希望を持ちながら成長する存在です。」という表現は、ずっと入りやすい。「守られる」とすると常に受け身の感じがして、上から下の構造が入ってしまうので、主体的に書いた方が良い。                                                           |                                                                                                |
|                                               | 5 武本 明日香 委員  | 1段落目は子どもの立場、2段落目は大人の立場で書くことにこだわらず、主体的に書いた方が良い。                                                                                                                                      |                                                                                                |
| 前文 2段落目<br>「守られるべき存在」から「成長する存在」への修正に伴う次の一文の改行 | 6 北田 真理 委員   | 子どもは権利主体としての自分がしっかりとあり、情報や大人による傾聴もある中で成長すると、それが基盤となり、自己決定権につながっていく。これは守られるためではなく、その存在が有ることなので、「～成長する存在です。」と次の一文は、改行せずにつなげた方が良い。                                                     | 修正した「夢や希望を持ちながら成長する存在です。」の後、改行せずに次の「大人は～」の一文を続けています。                                           |
|                                               | 7 山下 敏雅 委員   | 実際には大人が子どもを守っているが、それが子どもの権利を保障しているという意識を持っていくところに権利条例の意味があるので、「～成長する存在です。」と次の一文は、改行せずにつなげないといけない。                                                                                   |                                                                                                |
|                                               | 8 松原 拓郎 委員   | 「～成長する存在です。」と次の一文は、改行せずにつなげる方が良い。                                                                                                                                                   |                                                                                                |
|                                               | 9 山本 真実 委員   | 大人が「子どもは守られるべき」と思うから聴くのではなく、子どもが主体的な存在だから聴くということであり、「～成長する存在です。」と次の一文は、改行せずに続けたほうが良い。                                                                                               |                                                                                                |
|                                               | 10 武本 明日香 委員 | 「～成長する存在です。」と次の一文がつながっていても、文章を読んで違和感はないので、つながって良い。                                                                                                                                  |                                                                                                |
| 前文 4段落目<br>主語の追加                              | 北田 真理 委員     | 4段落の2文目は主語がない表現となっているが、主語があったほうがメッセージ性が高まるので、「～地域づくりを」の後に「三鷹市は強く推進していきます。」などとしたほうが伝わりやすい。主語をどこに置くかは要検討である。                                                                          | 4段落2文目の文頭に、主語として「三鷹市は」を追加しました。なお、前後で「三鷹市～」から始まる文が連続してしまうため、バランスを考慮し、1文目の文頭を「これまで三鷹市では」に変更しました。 |
| 前文 5段落目<br>「子どもに関する事項」の表現                     | 北田 真理 委員     | 5段落2行目の「子どもに関する事項については」の表現について、判例の中でも「子どもに関する『全ての』事項」と言っているので、「全ての」を入れた方が良い。「～については」の「は」は不要である。                                                                                     | 5段落2行目の「子どもに関する事項については」の表現を「子どもに関する全ての事項について」に修正しました。合わせて、第1条についても同様に修正しています。                  |
| 前文 5段落目<br>「まち」の表現                            | 13 北田 真理 委員  | 5段落3行目の「将来の夢や希望を持つことができるまちを実現し」の部分について、「まち」と表現したのはなぜか。一般的には引っかけるところだが、三鷹市の人にとって「まち」がキーワードであるならば、自然な流れだとは思う。                                                                         | 人権を尊重するまちづくりの上位規範である「人権を尊重するまち三鷹条例」に合わせて、修正せずに「将来に夢や希望を持つことができるまち～」とします。                       |
|                                               | 14 山本 真実 委員  | 三鷹市では、「まち」という表現をよく使っており、「society」、「社会」や「コミュニティ」という言葉を包含した固有名詞のようになっているので、かぎ括弧をつけるなどして「まち」とするのが三鷹らしい感じがする。                                                                           |                                                                                                |
|                                               | 15 山下 敏雅 委員  | 「まち」というワードにかけている思いがあり、子どもの権利を守るうえで地域が果たす役割が多い中、本検討委員会を傍聴されたり関心を持たれる方が多いところが三鷹のいいところなんだろうと思う。条例ができた後も、ぜひいろんな子どもたちに伝えてほしい。                                                            |                                                                                                |
|                                               | 16 武本 明日香 委員 | 三鷹に長年いる人間としては、「まち」という表現になんの違和感もない。「マチコエ」のように、「まち」としている事業もあるので、おそらく市内の人はあまり違和感なく読めると思う。                                                                                              |                                                                                                |
|                                               | 17 松原 拓郎 委員  | 「まち」は、確かに三鷹で暮らしている人間にとってはコミュニティのイメージで取っているところなので、読む側はそんなに違和感なく読むかと思う。                                                                                                               |                                                                                                |
| 前文<br>漢字と平仮名の表記                               | 18 北田 真理 委員  | 1段落3行目の「関わらず」の漢字は、論文などを書く時にも使わないので、平仮名にする方が良い。                                                                                                                                      | 三鷹市公文規程に基づき、「かかわらず」と表記します。                                                                     |
|                                               | 19 北田 真理 委員  | 2段落2行目の「子どもとともに」、5段落2行目の「擁護するとともに」の「ともに」は平仮名になっているが、3段落3行目の「共に理解すること」、4段落1行目の「共にまちづくりに」は漢字になっている。「～とともに」と「共に～」で使い分けているのかもしれないが、もう一度表記について考えた方が良い。                                   | 三鷹市公文規程に基づき、2段落2行目と5段落2行目は「～とともに」、3段落3行目と4段落1行目は「共に～」と表記します。                                   |
|                                               | 20 北田 真理 委員  | 4段落2行目の「培ってきた」は平仮名にした方が良い。                                                                                                                                                          | 三鷹市公文規程に基づき、「培ってきた」と表記します。                                                                     |

|    | 項目                                | 委員名       | ご意見概要                                                                                                                                                                                                                                             | 回答・対応                                                                                |
|----|-----------------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | 前文<br>文章の分割                       | 北田 真理 委員  | 2段落2～3行目の文章が長い。「大人は子どもの声や思いを聴き、誠実に受け止め、子どもとともに考えることが重要であり～」のところは、これが1つの大切なメッセージなので、一旦ここで文を切って、「大人は子どもの声や思いを聴き、誠実に受け止め、子どもとともに考えることが重要です。大人には、子どもが安心して暮らせる環境をつくる責任があります。」というふうに分けた方がメッセージが伝わりやすいと思う。                                               | 2段落の2文目を「大人は～子どもとともに考えることが重要です。大人には～」と2つの文に分割しました。                                   |
| 22 |                                   | 山本 真実 委員  | 3段落目の文章が長いので、「～自分のことは自分で決めることができます。このことを大人も子どもも共に理解することが重要です。」と文を分けた方が良い。                                                                                                                                                                         | 3段落目の文章を「子どもは、～自分で決めることができます。このことを～」と2つの文に分割しました。                                    |
| 23 |                                   | 北田 真理 委員  | 5段落目の前半は特に大切なので、「～子どもに関係する全ての事項について、子どもの最善の利益を第一に考えます。」で文を切って、メッセージをしっかり伝えた方が良い。                                                                                                                                                                  | 5段落目は、「～子どもに関係する全ての事項について、子どもの最善の利益を第一に考えます。そして～」と2つの文に分割しました。                       |
| 24 | 前文<br>子どもへのメッセージの内容(「豊かに育つ権利」の反映) | 山本 真実 委員  | 前回の指摘を受けて修正した「あなたは、成長にあわせて、遊んだり、学んだりすることができます。」の部分は、第2章第5条「豊かに育つ権利」を反映させたということだが、「豊かに育つ権利」は(1)から(7)まであって、遊ぶことと学ぶことだけではないので、「あなたは、成長にあわせて、豊かに育つための環境を得ることができます。」などのようにして、一部だけを取らない方が良い。「成長にあわせて、遊んだり、学んだり」となっていると、成長にあわない人はできないというふうにも読めてしまう。      | 「あなたは、成長にあわせて、遊んだり、学んだりすることができます。」の部分、<br>「あなたは、成長にあわせて、心身ともにゆたかに育つことができます。」に修正しました。 |
| 25 |                                   | 北田 真理 委員  | 第2章第5条の(1)、(2)のみが挙がっていて違和感がある。                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                      |
| 26 |                                   | 松原 拓郎 委員  | 「成長にあわせて、遊んだり、学んだり」だけが入っているのは、違和感がある。                                                                                                                                                                                                             |                                                                                      |
| 27 |                                   | 山下 敏雅 委員  | 確かに「遊ぶ、学ぶ」だけが出てくると浮いているように見えるが、遊ぶことが権利だと知らない子どもや、学ぶことが義務のように感じている子どもが多い中で、遊ぶことや学ぶことが権利だということをここでメッセージとして伝えるのもありだと思う。部分的に入れることに懸念があるならば、「豊かに成長していくことができます。」のように他の4行と合わせた形にするとすっきりするのではないかと。遊ぶことや学ぶことは権利だということは、条文のメッセージを子どもたちに具体的に説明する中で伝えていっても良い。 |                                                                                      |
| 28 |                                   | 武本 明日香 委員 | 「遊んだり、学んだり」と書いてあるほうが子どもは分かりやすいと思う一方で、限定的な表現にも感じられる。他とあわせるほうが良い。                                                                                                                                                                                   |                                                                                      |
| 29 | 前文<br>子どもへのメッセージの内容(「大切にすること」の表現) | 北田 真理 委員  | 「その気持ちを大切にします。」の表現は、「大切にすること」で良いか。1行目では「大切な存在です。」としているが、「その気持ちを～」も「大切にします。」としなくて良いか。どちらの方が流れが良いか、ほかのところとの兼ね合いを見て検討した方が良い。                                                                                                                         | 文脈を考慮し、9行目の「その気持ちを大切にします。」の部分「その気持ちを大切にします。」に修正しました。                                 |

## ■検討委員会報告書(案)について

|   | 項目                        | 委員名                            | ご意見概要                                                                                                                                                                                                                              | 回答・対応                                                                           |                                                                                                     |
|---|---------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | P.7 2(3)ウ<br>権利の主体としての子ども | 山本 真実 委員                       | P.8の1行目に「～考え方の転換がなされました。」とあるが、転換なのか。                                                                                                                                                                                               | 「～考え方の転換がなされました。」の表現を「～考え方が示されました。」に修正しました。                                     |                                                                                                     |
| 2 |                           | 山本 真実 委員                       | P.8の2行目の「これにより、子どもは大人と同じように一人ひとりが権利を持っている主体であることが浸透してきましたが」の「～が」という表現はどうか。                                                                                                                                                         | 「～であることが浸透してきましたが」の部分について、「～であることが浸透してきました。」で一度文を切り、改行して「また、子どもは～」と続くように修正しました。 |                                                                                                     |
| 3 |                           | 山本 真実 委員                       | 生涯発達と言っているところもある中で、P.8の3行目の「子どもは大人と違って成長・発達過程にある」の表現はどうか。個人的には、人間の基本的な権利として、よりよい生活を送るために、病気や疾病を治したりしながら障がいを持っている方も含めて成長・発達していくという考え方を持っている中で、「大人と違って」と書くのはどうかと思う。子どもの特性として未熟さがあるということも分かっているため、「大人と違って」、「特別な権利保障」という書き方は検討したほうが良い。 | 「大人と違って」の部分は削除するとともに、「子どもならではの特別な権利保障」の部分は「子どもならではの権利保障」に修正しました。                |                                                                                                     |
| 4 |                           | P.8 2(3)エ<br>子どもの意見や思いを聴くということ | 山本 真実 委員                                                                                                                                                                                                                           | 「子どもの視点」という表現がいっぱい出てくるが、「子どもの視点で」とは何なのか。                                        | 「子どもの視点で」の表現は、「子どもの立場に立って」の意味合いで使用していません。13行目からの文章については、「子どもの目線で解釈する」という表現を「子どもの立場に立って解釈する」に修正しました。 |
| 5 |                           | 山本 真実 委員                       | 9行目の「言葉を発することが難しい月齢の子ども」、「障がいのある子ども」、「性格的に意見が言えない子ども」という書き方はどうか。                                                                                                                                                                   | 9～11行目の「言葉を発することが難しい～このような場合でも基本的な考え方は同様で、」の部分を削除しました。                          |                                                                                                     |

| 項目 | 委員名       | ご意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 回答・対応                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 山本 真実 委員  | 6行目の「大人が聴く姿勢を持つ」のところで、姿勢を持つことは重要だが、持っているだけというのはどうなのか。聴く姿勢とか聴くことが大事ということはわかるが、その後どうするのかかわからないので、聴いてどうするというをしっかりと書く必要がある。<br>例えば、P.22の「条例制定後の取組」のところに inser するのも一手である。三鷹市の全ての施策を考えると子どもの意見がきちんと行って実効性が担保されるような、行政として子どもの意見をきちんと inser するルートができたというようにしたい。<br>もしくは、「エ 子どもの意見や思いを聴くこと」のタイトルが他のタイトルと平仄が合わないので、「意見表明権の行使」のようにタイトルを変えて、意見表明権とは意見表明をされたものを社会がきちんと受け止める義務があるということまで書いても良い。 |                                                                                                                                                                                                                              |
| 7  | 北田 真理 委員  | 意見を聴くだけでなく、実効性をもって確保するための取組が今まで欠如していた。子どもの意見を聴いたら、それに対してフィードバックをしたり、あらゆる施策の中でできる限り反映していくということが、こども大綱などでも言われていることである。実効的確保にこだわったということは、1つの項目として挙げられるかもしれない。<br>昨今の児童の権利条約に関する議論では、子どもとの交流を持ちながら対話を重ねて実現していく、実現していく流れをつくるということが非常に重視されており、これを別項目に出すと、三鷹市は意識しているという話になるので、別項目で上げた方が良くと思う。ただし、「エ 子どもの意見や思いを聴くこと」の中でつなげて書くほうが、自然な流れではある。                                               | 「子どもの意見や思いを聴くということ」というタイトルを「子どもの意見や思い」に変更し、最後の段落に「大人は、聴いた子どもの意見や思いをしっかりと受け止め、尊重しながら、一緒に考えていくことが重要です。」の一文を追加しました。<br>また、P.22の「5(1) 子どもの意見や思いを聴く仕組みづくり」について、タイトルを「子どもの意見や思いを聴き、反映させる仕組みづくり」に変更し、子どもの意見や思いの反映について言及する文章を追加しました。 |
| 8  | 山下 敏雅 委員  | この報告書(案)の中でも、P.8「オ 最善の利益」に「その思いが大切にされる形で考える、難しい場合には丁寧に説明して理由を説明して対話を重ねる」と書いてあったり、P.6に「誠実に受け止め、尊重しながら、一緒に考えるという一連のプロセス」と書かれているなど、要所要所に建設的対話の話が入っている。聴く姿勢だけを見せて終わり、と取られないようにその点を強調して伝えた方が良い。                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                              |
| 9  | 松原 拓郎 委員  | 実効性については、趣旨としては入っていると思うが、項目として取り出すときにどのようなタイトルとするのか。実効性の確保というと、狭くなってしまいがち。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                              |
| 10 | 山本 真実 委員  | 「(3) 条例素案(案)の検討における視点」で項目を記載する順番について、児童の権利条約でも第3条に最善の利益が出てくるので、「オ 子どもの最善の利益」はもう少し上ではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 子どもの最善の利益についての項目を1つ繰り上げ、「エ 子どもの最善の利益」としました。                                                                                                                                                                                  |
| 11 | 山本 真実 委員  | 4行目に「子どもに権利があることを前提として子どもの意見や思いを聴き」とあるが、子どもの権利の話をしているので「権利があることを前提に」と書く必要があるか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 「子どもに権利があることを前提として」の部分は、「子どもに権利があることを理解し」に修正しました。                                                                                                                                                                            |
| 12 | 武本 明日香 委員 | 最後の行に「報告を受けた市長の判断で公表する必要もあります。」とあるが、「～判断で公表する必要」という表現が、公表しなければいけないように読めてしまう。「公表する場合もあります。」でも良いのではないか。                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                              |
| 13 | 山下 敏雅 委員  | 「報告を受けた市長の判断で公表する必要もあります。」の部分は、「公表時には市長の判断が必要」と言いたいところが、「公表することが必要」というようにも読めてしまっているので、文言を修正すれば良い。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 「報告を受けた市長の判断で公表する必要もあります。」の部分は、「要請の内容の公表については、報告を受けた市長が判断する必要があります。」に修正しました。                                                                                                                                                 |
| 14 | 山下 敏雅 委員  | 分かりやすく書くのと正確性が犠牲になりがちだが、正確に書くといろいろと配慮された結果抽象的になりわかりづらくなってしまふ。修正した方が良くところもあるが、全体の論旨、一番伝えたい重要なところは分かりやすく伝えてくれると思う。                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                              |
| 15 | 松原 拓郎 委員  | 時間をかけて検討できていないので、細かい表現については精査し、細かい表現の取捨選択のところで調整が必要かと思うが、全体の方向性としては異論はない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 報告書全体の構成や論旨はそのままとし、P.7～9に関するご指摘事項について、該当箇所の表現の修正等を行いました。                                                                                                                                                                     |
| 16 | 山本 真実 委員  | 今まで、一般の方も分かりにくかった視点の部分を、P.7～9で視点がきちんと整理されて書かれているのは良いし、大事にしたところである。細かな表現ではあるが、一般市民の方が読んだ時に、ひっかかるような表現はできるだけない方が良く。                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                              |
| 17 | 山下 敏雅 委員  | 主人公は子どもたちなので、この報告書の内容について、みんなで議論してこういうものをつくったというものを、A4サイズ1枚程度で、イラストを入れて子どもたちに使えるような形であると良い。作成するのに負担が増えるが、せっかくここまで議論してきたものを、子どもたちにぜひ知ってもらいたい。                                                                                                                                                                                                                                      | 検討委員会の報告内容については、来年度に実施予定の子どもワークショップにおいて子どもたちへ説明し、意見聴取を行う方向で検討しています。                                                                                                                                                          |
| 18 | 山下 敏雅 委員  | 川崎市が条例をつくったときの報告書の中に、「まず、大人が幸せにいてください。大人が幸せじゃないのに、子どもだけ幸せにはなりません。～」という子どもたちの委員会のすてきなメッセージが入っていた。今回の報告書に、このような子どもたちからのメッセージを入れることは難しいと思うが、子どもの権利についてこれまで議論を重ねる中で、大人自身が権利を守られているという実感がないと子どもたちに伝えられないし、子どもたちの権利を守れないのではないかと、という思いがある。このような意見が出たことを議事録に残しておくということでも良い。                                                                                                               | 今回の報告書に入れることは難しいですが、「大人にも子どもにも権利がある」ということを今後の普及・啓発の取組の中で伝えていけるよう検討してまいります。                                                                                                                                                   |